

平成 2 9 年

第 10 回飯舘村議会臨時会会議録

自 平成 29 年 10 月 2 日
至 平成 29 年 10 月 2 日

飯 舘 村 議 会

平成29年第10回飯館村議会臨時会会期日程（案）

（会期1日間）

日 次	月 日	曜	区 分	開会時刻	日 程
第1日	10. 2	月	本会議	午前11時00分	開 会 1. 仮議席の指定 2. 議長の選挙 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 副議長の選挙 6. 議席の指定 7. 常任委員の選任 8. 議会運営委員の選任 9. 東京電力福島第一原子力発電 所事故災害復興対策特別委 員会委員の選任 10. 相馬地方広域市町村圏組合議 会議員の選挙 11. 村長の提案理由の説明 12. 議案審議 13. 議員派遣の件 閉 会

平成29年10月2日

平成29年第10回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）

()

()

平成29年第10回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	平成29年10月2日（月曜日）					
招 集 場 所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成29年10月2日 午前11時00分				
	閉会	平成29年10月2日 午後 5時43分				
応（不応） 招議及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 招欠 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	佐 藤 健 太	○	2	長 正 利 一	○
	3	佐 藤 一 郎	○	4	高 橋 孝 雄	○
	5	高 橋 和 幸	○	6	渡 邊 計	○
	7	佐 藤 八 郎	○	8	大 谷 友 孝	△
	9	相 良 弘	○	10	菅 野 新 一	○
署 名 議 員	（仮）1番 佐藤 健太		（仮）2番 高橋 和幸		（仮）3番 佐藤 一郎	
職務出席者	事務局長 但野 正行		書 記 北原 美樹		書 記 草野 健太郎	
地方自治法の 第121条の2第 1項の規定によ り出席した者 の氏名 ○ 出席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	菅 野 典 雄	○	副 村 長	門 馬 伸 市	○
	総 務 課 長	愛 澤 伸 一	○	住 民 課 長	細 川 亨	○
	健康福祉課長	齊 藤 修 一	○	復興対策課長	中 川 喜 昭	○
	建 設 課 長	高 橋 祐 一	○	飯 野 支 所 長	高 橋 正 文	○
	教 育 課 長	中 井 田 榮	○	教 育 課 長	村 山 宏 行	○
	生涯学習課長	藤 井 一 彦	○	代表監査委員	高 橋 賢 治	○
	農 業 委 員 会 会 長	菅 野 宗 夫	○	農 業 委 員 会 局 会 長	石 井 秀 徳	○
	選挙管理委員会 委 員 会 長	高 野 京 子		選挙管理委員会 書 記 会 長	愛 澤 伸 一	○
議 事 日 程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成29年第10回飯舘村議会臨時会議事日程（第1号）

平成29年10月2日（月）・午前11時00分開会

- 日程第 1 仮議席の指定
 - 日程第 2 議長の選挙
-

平成29年第10回飯舘村議会臨時会追加議事日程（第1号の追加1）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 副議長の選挙
- 日程第 4 議席の指定
- 日程第 5 常任委員の選任
- 日程第 6 議会運営委員の選任
- 日程第 7 相馬地方広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 日程第 8 村長の提案理由の説明
- 日程第 9 議案第 98号 平成29年度飯舘村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第10 議案第 99号 メモリアルホールいいたて設置及び管理に関する条例
- 日程第11 議案第100号 いいたて村の道の駅までい館設置条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第101号 メモリアルホールいいたての指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第102号 道の駅「までい館」太陽光発電設備設置工事（電気）請負契約について
- 日程第14 議案第103号 深谷拠点村営住宅・集会所建設工事請負契約について
- 日程第15 議案第104号 スクールバスの取得について
- 日程第16 議案第105号 飯舘村学校等再開整備事業工事（第1工区）請負契約の変更に
ついて
- 日程第17 議案第106号 飯舘村学校等再開整備事業工事（第2工区）請負契約の変更に
ついて
- 日程第18 議案第107号 飯舘村スポーツ公園整備工事（建築）請負契約の変更に
ついて
- 日程第19 議案第108号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第20 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

臨時議長（菅野新一君） おはようございます。

ただいま紹介されました菅野新一です。地方自治法107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

定足数に足しておりますので、ただいまから平成29年第10回飯舘村議会臨時会を開会します。

（午前11時00分）

臨時議長（菅野新一君） 開議に先立ち、村長からのご挨拶をお願いします。

村長（菅野典雄君） 平成29年第10回飯舘村議会臨時会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって、去る9月24日に執行されました飯舘村議会一般選挙において見事当選されました皆様方に心からのお祝いを申し上げるところであります。

今回の選挙は、長泥を除く地域で避難指示が解除されて初めての議会議員選挙でありましたので、さまざまなご苦労があったものと推察しているところであります。今後4年間、本村の復興はもとより村民の生活の安定と福祉向上のため、議員各位の議会活動にご期待を申し上げるところであります。

さて、現在村は、避難指示の解除を受けて少しずつ村民の帰還が始まり、村内での事業所や営農の再開も徐々に進んでいるところであります。また、村内各地で建物の解体や新築あるいはリフォーム工事が進められており、震災後の新しい村づくりがいよいよ始まるとの思いを強くしているところであります。村としても昨年7月に役場機能を村に戻したほか、いいたてクリニックの再開や交流センターのオープン、村営住宅の建設やリフォーム、道の駅までい館の開業など、帰還する村民の生活基盤の整備に努めてきたところでございます。現在は、平成30年4月の学校再開に向けて飯舘中学校、スポーツ公園エリアの整備を急ピッチで進めているところでございます。

国が10年と定めた震災からの復興整備期間は、現在後半の復興・創世期間に入っておりまして、その終期は平成32年度であります。村としては、国の財源が確保されているこの期間内に村の復興事業をできる限り進めたいと考えておりまして、今年度の予算規模は震災前の5倍となる220億円としているところでございます。今後とも農業基盤の整備、除染作業で傷んだ道路網の修復など、山積みする課題に積極的に取り組んでまいり所存でありますので、議員各位のご支援、ご指導をお願いするものであります。

今後の行政上の課題は幾らでもあるわけではありますが、最大の課題は、何と申しましても1カ所残った帰還困難区域である長泥の復興であります。今から2年半ほど前、この帰還困難区域を居住制限区域に変更することによって全てその他の地区と同じようになるはずでありましたが、なぜか最後になってそれが至らずになってしまいました。大変残念であります。あのときしていれば多分かなり違う長泥の発展、復興が進められていったと、このように思っているところであります。したがって、昨年8月に示された国の方針に基

づき、何よりも地域の皆様の願いや要望を反映した帰還困難区域の復興計画を早急に策定し、これの実現を国に働きかけてまいりたいというふうに思っております。ほかにも、除染土壌の処理、里山再生事業の長期的な取り組み、高線量区域の追加除染、有害鳥獣対策など、村民の不安解消に向けた取り組みをしていかなければならないと思っております。

議員各位におかれましても、本村始まって以来最大の難局に立ち向かう決断をこれまで下されてきたことによって今に至っているわけでありまして、心より敬意を表する次第であります。

東日本大震災とそれに伴い発生した原子力災害は、本村に致命的なダメージも与えたわけではありますが、全村避難は6年の長きにわたり、その結果故郷を奪われた怒りや悲しみは村民の皆様も私も同じであります。しかし、過去を変えることはできません。国が、東電が、と言っているだけでは、村の復興はおくれるばかりであります。国もまた、恐らく東電も、村の復興を願っているはずでありますから、そうであれば、国も村も目指すところは同じであります。今後とも村は国に対し復興に向けた提案を積極的に行い、国・県、場合によっては東電とも協力して村の復興につながるあらゆる取り組みを次々に実現していくことが、村民の復興につながる、あるいは村民のためになるというふうに確信をしているところであります。議員各位におかれましては、村の復興には何が必要なのか、大所高所からのご判断をいただき、ご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げて、私の議会開催に当たってお祝いをかねてのご挨拶にかえさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

◎開議の宣告

臨時議長（菅野新一君） これから本日の会議を開きます。

お諮りします。本日の議事日程はお手元に配付のとおりと決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

臨時議長（菅野新一君） 異議なしと認め、配付のとおりと決定いたしました。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件1件、条例案件2件、人事案件1件、その他案件7件の計11件であります。

次に、平成29年発議第4号について、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣宛て意見書を送付しております。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から8月分の例月出納検査の結果について、議長に報告されております。

次に、大谷友孝議員から体調不良のため本臨時会を欠席する旨の届け出がありました。

以上であります。

◎日程第１、仮議席の指定

臨時議長（菅野新一君） 日程第１、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎日程第２、議長の選挙

臨時議長（菅野新一君） 日程第２、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

臨時議長（菅野新一君） ただいまの出席議員数は９人です。

次に、立会人を指名します。会議規定第32条第２項の規定によって、立会人に渡邊 計君、高橋孝雄君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

臨時議長（菅野新一君） 念のため申し上げます。投票は単記・無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

臨時議長（菅野新一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

臨時議長（菅野新一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

（事務局長の点呼により順次投票した）

臨時議長（菅野新一君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

臨時議長（菅野新一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に開票を行います。渡邊 計君、高橋孝雄君、開票の立ち合いをお願いします。

（開 票）

臨時議長（菅野新一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 ９票

有効投票 ９票

無効投票 ０票です。

有効投票のうち

菅野新一 ５票

佐藤八郎君 ４票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は３票です。よって、菅野新一が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開放)

臨時議長(菅野新一君) ただいま議長に当選されました私が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

10番(菅野新一君) ただいま議長に就任いたしました菅野です。よろしくお願いします。議長としての責任をひしひしと感じているところであります。議員各位のご協力のもと一致団結をし議会運営を円滑に図り、そして、議員各位のご指導を受けながら飯館村の発展と復興、そして村民の幸せを一番と考え頑張る所存であります。今後ともよろしくお願いします。ありがとうございます。

臨時議長(菅野新一君) 議長が決まりましたので、臨時議長の職を終了させていただきます。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長(菅野新一君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、仮議席1番佐藤健太君、仮議席2番、高橋和幸君、仮議席3番、佐藤一郎君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長(菅野新一君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3、副議長の選挙

議長(菅野新一君) 日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

議長(菅野新一君) ただいまの出席議員数は9人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に渡邊 計君、高橋孝雄君を指名します。

ただいまより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記・無記名です。

(投票用紙配付)

議長(菅野新一君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長(菅野新一君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票願いま

す。

(事務局長の点呼により順次投票した)

議長(菅野新一君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。渡邊 計君、高橋孝雄君、開票の立ち合いをお願いします。

(開 票)

議長(菅野新一君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票です。

有効投票のうち

相良 弘君 6 票

渡邊 計君 3 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。よって、相良 弘君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開放)

議長(菅野新一君) ただいま副議長に当選されました相良 弘君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

相良 弘君から発言を求められておりますので、これを許します。

9 番(相良 弘君) ただいま副議長に選出されました相良です。議長を補佐し、議会運営が円滑になるように、皆さん議員各位との協力、あるいはコミュニケーションを深めながらスムーズな議会運営に努めてまいりたいと思います。今後ともよろしくお願いします。

◎休憩の宣告

議長(菅野新一君) 暫時休憩します。再開は11時50分とします。

(午前11時35分)

◎再開の宣告

議長(菅野新一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時50分)

◎日程第4、議席の指定

議長(菅野新一君) 日程第4、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定によって、議長において議席の指定をします。

議席番号と議員氏名を事務局長に朗読いたさせます。

(事務局長の朗読)

議長(菅野新一君) ただいま朗読のとおり議席を指定いたします。

◎休憩の宣告

議長(菅野新一君) 暫時休憩します。議席の移動をお願いします。

(午前 11 時 54 分)

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 54 分)

◎日程第 5、常任委員の選任

議長（菅野新一君） 日程第 5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第 6 条第 2 項の規定によって、総務文教常任委員に佐藤健太君、高橋和幸君、佐藤一郎君、相良 弘君、大谷友孝君、以上の 5 人を、産業厚生常任委員に長正利一君、高橋孝雄君、渡邊 計君、菅野新一、佐藤八郎君、以上の 5 人をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ常任委員に選任することに決定しました。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 喫飯のため休憩します。再開は 13 時 30 分とします。

なお、これから総務文教常任委員会を議員控え室に、産業厚生常任委員会を委員会室に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

(午前 11 時 55 分)

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 30 分)

議長（菅野新一君） ただいま各常任委員会の委員長、副委員長の選任について、総務文教常任委員長に佐藤一郎君、総務文教常任副委員長に高橋和幸君、産業厚生常任委員長に高橋孝雄君、産業厚生常任副委員長に長正利一君、以上のとおり報告がありました。

◎日程第 6、議会運営委員の選任

議長（菅野新一君） 日程第 6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第 6 条第 2 項の規定によって、相良 弘君、佐藤一郎君、高橋孝雄君、高橋和幸君、以上 4 人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。再開は 14 時 10 分とします。

なお、これから議会運営委員会を委員会室に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告を願います。

(午後 1 時 32 分)

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時10分）

議長（菅野新一君） ただいま議会運営委員会から委員長、副委員長の選任について、委員長に高橋孝雄君、副委員長に佐藤一郎君、以上のとおり報告がありました。

◎日程第7、相馬地方広域市町村圏組合議会議員の選挙

議長（菅野新一君） 日程第7、相馬地方広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

相馬地方広域市町村圏組合議会議員に相良 弘君、佐藤一郎君の両名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました相良 弘君、佐藤一郎君を相馬地方広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました相良 弘君、佐藤一郎君が相馬地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま相馬地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました相良 弘君、佐藤一郎君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。再開は15時30分とします。

なお、これから議会運営委員会並びに全員協議会を委員会室及び議員控え室に招集します。

（午後2時12分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局長より報告いたします。

（午後3時45分）

事務局長（俣野正行君） 報告します。

先ほど、発議第5号 飯舘村議会広報編集特別委員会の設置について、

提出者 相良 弘 議員、賛成者全員より

発議第6号 高速自動車道整備促進特別委員会の設置について、

提出者 佐藤一郎 議員、賛成者全員より

発議第7号 東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置について、提出者 高橋孝雄 議員、賛成者全員より、それぞれ提出されております。次に、議会運営委員会から閉会中の継続審査の件についての申し入れが議長に提出されております。以上であります。

◎日程第8、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第8、村長提出の議案第98号から議案第108号を一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日ここに平成29年第10回飯舘村議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には何かとお忙しいところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会は、建設を進めておりました葬儀場が間もなく完成となることから、関連する条例を制定すること、並びに深谷拠点に整備をする村営住宅等の入札が終了いたしましたして仮契約を結びましたので、一般会計補正予算ほか緊急の案件とあわせご承認いただきたく招集をしたものでございます。

それでは、提出しました議案について説明をいたします。

議案第98号は、平成29年度飯舘村一般会計補正予算（第6号）です。既定予算に1億6,404万6,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を226億9,182万8,000円といたしました。歳出の主な内容でございますが、総務費の総務管理費に2,634万3,000円です。衛生費の保健衛生費に188万3,000円です。農林水産業費の農業費に6,733万8,000円、土木費の住宅費に1,917万7,000円、教育費の教育総務費に4,335万4,000円、小学校費に544万3,000円などを計上したところでございます。また、これらを賄う財源として地方交付税、県支出金、繰入金、繰越金を充てているところでございます。

議案第99号は、メモリアルホールいいたて設置及び管理に関する条例でございます。この条例は、伊丹沢地内に開設する葬儀場の名称を「メモリアルホールいいたて」とするほか、施設の設置及び管理について基本的な事項を定めるものでございます。

議案第100号は、いいたて村の道の駅までい館設置条例の一部を改正する条例でございます。この改正は、道の駅の営業時間及び休業日などについて見直しを行うものでございます。

議案第101号は、メモリアルホールいいたての指定管理者の指定についてでございます。これは、メモリアルホールいいたての指定管理者をふくしま未来農業協同組合に指定をし、指定の期間を平成29年11月1日から平成32年3月31日までとするものでございます。

議案第102号は、道の駅「までい館」太陽光発電設備設置工事（電気）請負契約についてでございます。9月21日に6者による指名競争入札を行った結果、有限会社長谷川電気工事が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。契約金額は5,940万円です。

議案第103号は、深谷拠点村営住宅・集会所建設工事請負契約についてでございます。9月27日に7者による指名競争入札を行った結果、関場建設株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は5億1,300万円です。

議案第104号は、スクールバスの取得についてでございます。9月21日に1者との見積もり合わせを行った結果、三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう福島支店が落札いたしましたので、その物品の財産取得について議決を求めるものであります。なお、契約金額は1,009万8,000円でございます。

議案第105号は、飯舘村学校等再開整備事業工事（第1工区）の請負契約の変更でございます。これは、平成29年4月24日付で庄司・石川特定建設工事共同企業体と工事請負契約を結び工事を進めてきたのですが、地盤改良工事、既存舗装及び樹木などの撤去工事、前庭へのウッドデッキ設置工事などが必要となりましたので、当初の工事請負額を5,509万2,960円増額する契約の変更について議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は19億7,749万2,960円です。

議案第106号は、飯舘村学校等再開整備事業工事（第2工区）の請負契約の変更についてでございます。古俣・大丸特定建設工事共同企業体と工事請負契約を結んで工事を進めてきたところでありますが、地盤改良工事、既存の体育館のアルミ建具工事、既存施設の移設及び撤去工事などが必要となりましたので、当初の工事請負額を8,123万6,520円増額する契約の変更について議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は13億3,187万6,520円でございます。

議案第107号は、飯舘村スポーツ公園整備工事（建築）請負契約の変更についてでございます。これも平成29年4月24日付で関場・横山特定建設工事共同企業体と工事請負契約を結び工事を進めてきたところでありますが、暗渠排水工事、自立式鋼矢板設置工事等の湧水対策工事が必要となってきましたので、当初の工事請負額を1,049万40円増額する契約の変更について皆さんから議決を求めるものであります。なお、変更後の契約金額は10億6,889万40円でございます。

議案第108号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。飯舘村前田字古今明220番地、佐藤健太君を監査委員に選任したいので、その同意を求めるものであります。

以上が今回提出しました議案の概要であります。どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

◎日程第9、議案第98号 平成29年度飯舘村一般会計補正予算（第6号）

議長（菅野新一君） 日程第9、議案第98号平成29年度飯舘村一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

6番（渡邊 計君） 15ページ、旧医師住宅修繕工事、これを住民利用にしたいということですが、どのような利用方法でいくのか。賃貸とか、あるいは販売するのか。それから、その下13款委託料、コンサルタント料ということですが、差し支えなければこの人が誰なのか。それから、19ページ中ほどの11款需用費、消耗品費、これは制服ということですが、何着分なのか。そしてその下、学校施設整備備品、ブロンズ像ということですが、どこに設置するのか。以上についてお伺いいたします。

総務課長（愛澤伸一君） 私からは、15ページの旧医師住宅とコンサル料についてのご質問に

お答えいたします。

旧医師住宅でありますが、大火にある一戸建ての住宅でございまして、現場を確認しましたところ、リフォームをすればまだまだ使えるということが確認できましたので、今年度中にリフォームを行いたいと思っております。利用の方法でありまするが、るる考えられるかと思いますが、今のところ貸し出しを予定しているところでございます。

それから、帰還困難区域復興計画の策定業務についての相手方は誰かということですが、今後、指名委員会等で協議をしながら進めてまいりたいというふうに思います。

教育課長（村山宏行君） 私は19ページの需用費です。消耗品ということで制服について何着かというご質問でございますが、今回予定しておりますのは小学生、中学生の制服でありまして、それぞれ100着ということでの発注でございます。具体的には、小学生の男子で100、女子で100、それから中学生の男子で100、女子で100ということでございます。

ブロンズ像の基数ということですが、今のところ全体で8点ということでありまして、前庭のほうの改修ということで、一応設置場所は前庭、それから校舎の中ということで考えてはおりますが、詳細のところまではまだ詰めておりません。以上でございます。

6番（渡邊 計君） 今のお答えで、旧医師住宅に関しては改修して賃貸でやりたいということですが、賃貸でやる場合、かなりの金額で直すわけなんですけれども、見込みがあるのかどうか。現在でいかがなんでしょう。

総務課長（愛澤伸一君） 見込みが特にあるわけではないんですけれども、通常の村営住宅と違って木に囲まれた良好な環境でありますので、田舎暮らしを希望される方には魅力的な物件になるのではないかと期待をしているところでございます。一般的な長期の貸し出しもそうですけれども、例えば田舎体験のために短期の貸し出しをするとか、そういった形でも利用可能かというふうに思っておりまして、今後幅広く検討してまいりたいというふうに思います。

6番（渡邊 計君） 現在決まっていないと。直しても維持費にもかなり金がかかるわけですし、先が見えない状態で果たして1,000万円の金をかけていいのか。逆に解体しておく方法もあるのではないかと思いますけれども。今、課長のお話によりますと、何かはつきり決まっていない。長期的もいいのかな、短期的もいいのかなと。長期で貸した場合、短期的体験の住む家ということでは利用できなくなるんですし、これはどちらかに決めていただかないと我々も納得できないのではないかなと思うんですが。

副村長（門馬伸市君） 何に使うかというものがわからないということではなくて、現在、村に応援に来ていただいている職員が結構おりますし、その他、アドバイザーなども村に応援に来ていただいておりますので、今入る場所が公営住宅、村営住宅、大体いっぱいになりつつあって、そういう村に応援に来る人たちの入る場所がないんです。ですので、いつ入るかわからないから改修するのではなくて、とりあえずそういう方々の受け入れをしないと応援に来ていただけないんですね。ですから、できるだけ早く改修をしてそういう応援に来ていただける。いろんなアドバイザーとか職員とか応援に来ていただいておりますが、今住宅、村営のあいているところに十何人今入ってもらっていますが、それでも足りないんですよ。ですから、できるだけ早くということで今回臨時議会に補正を上げさせていた

だいて、改修が済み次第そこに入居をしていただく、いつ来ても入居できるように、そんな体制をとる補正予算でございます。

議長（菅野新一君） 渡邊議員、3回目の質問になりました。終わりです。

6 番（渡邊 計君） 2つでしょう、今、3つじゃない。今は医師住宅についてこれで2つで、今3つ目になるんです。

議長（菅野新一君） 1 議員が3回まで、この議題については。

6 番（渡邊 計君） 違う。（「1 項目ごとじゃないか」の声あり）1 項目について、今2つまでしかやってないんだよ。（「局長、ちゃんと言ってよ。1 項目3 点」の声あり）

議長（菅野新一君） では、渡邊議員。

6 番（渡邊 計君） 今、副村長の言うとおりの村に協力してくれている人の宿舎という形にするのであれば、不定期になるわけですが、課長の話だと賃貸という形が出たんですが、今の副村長のお話のような場合で貸し出す場合は、無料で貸し出すということになるわけでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 応援する方によっても、料金をとる場合ととらない場合があります。通常は料金はとって、応援に来ていただいている人の料金は後で応援する経費の中で精算をするということになっていますから、来る人によっても違います。とる場合もありますし、減免して後で国のほうから支援をいただくということもあります。

6 番（渡邊 計君） 19ページの消耗品、需用費ですけれども、ただいまの答えで小学生男女100ずつ、中学生男女100ずつということでありますが、現在のアンケート結果からいきましても帰村する子供たちは、最終結果は出ていませんけれども、五十五、六から六十ではないかという中で、全部で400着ということになるわけですが、これを最初から400着つくるのか。あるいは、そのときどきに应じていくのか。そのときどきに应じていくなれば、またいろんな経済関係もあって値上がりすることもあるでしょうし、逆に下がることもあるんでしょうが、この辺は最初からどのような、何着ぐらい、全て入れるのか、生徒数に合わせた着数を入れるのか、その辺はどうなっていますでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 今回お願いをしておりますのが、デザイナーのコシノヒロコさんの制服ということでお願いをしております。全国で小学校、中学校の制服をコシノさんでというのは初めてのケースなんだそうです。問題は、縫製のほうである程度のロットが集まらないとなかなかそういった仕事を受けてくれるところがないということがございまして、今回コシノさんのライセンス契約している瀧本という会社のほうで見積もっていただいて、最小ロットが100ということでございます。今回、複数年分にはなりますが、まとめて発注して購入をしてということで現在のところは考えているところでございますので、ご指摘ありましたように必要数だけ購入すればいいのではないかとこともありますが、今回は小ロットということがありますので、まとめて400着をまずはつくることになるということでご理解いただければと思います。

6 番（渡邊 計君） 400着つくった場合、その維持管理はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 現在のところ、村の衣料品組合のほうと協議をしております、従

来から制服関係については村の衣料品組合と調整をしておりましたので、購入しましたものは採寸とか詳細の部分でのケア、そういったところは今後衣料品組合にお願いするような調整を今図っているというところでございます。

6番（渡邊 計君） その下のブロンズ像あるいは木彫でありますけれども、この後出てくる前庭とかいろんな設計変更も絡んでくるんですけれども、こういうことが出てきた場合、前庭に何個ぐらい置く、あるいは木彫は風雨に当たるとまずいので中ということになるんでしょうが、今現在で大体何体を外に置いて何体の中に置くのか、お聞かせできればと思います。

教育課長（村山宏行君） 今回、購入を予定しておりますのはブロンズ2体、それから壁面に取りつけるアルミのものが1体、あと残りが木彫というふうになってございます。したがって、前庭のほうに設置するものは3体ということになるかと思えます。その他木彫については、校舎の中に現状を把握しながら、子供たちの情操教育ということで適する場所を今後見つけながら配置をしたいというふうに考えております。

7番（佐藤八郎君） 今回、地方交付税が大分追加されてありますけれども、この地方交付税の当初との関係での執行率はどのぐらいになっているのか。次年度へ向けての見通しは、今の情勢の中ではどうなのか、伺っておきます。

17ページの工事請負費、被災地域農業施設等整備工事、あと営農再開支援事業と両方あるわけですが、この内容どんな、例えば調整機であれば調整機が何台、乾燥機何台とか、具体的な内訳をお知らせ願いたい。

19ページにおける今ほど渡邊議員からもあったように、寸法やいろいろ難しいと思うんですけれども、ちょっと今の説明だと不安に思うんですけれども、無駄になってしまうものが、せっかくすばらしいコシノ先生のつくったのに、そういうものが生まれる心配があるんですけれども、それは全くないのか。

あと、ブロンズ像について8点ありますけれども、全て同じ額のものがそろうわけではないと思うので、1体ごとの想定される金額、なぜブロンズ像というものが、ここで必ず必要なのかも含めて伺っておきます。

総務課長（愛澤伸一君） おただしのまず地方交付税であります、普通交付税のおただしであると理解して回答申し上げます。今年度当初予算で16億円見込んでおります。その後、7月になりまして今年度普通交付税額の決定になってきております金額が、16億9,351万3,000円でございます。今回、普通交付税1,032万円補正をしましたので、予算計上金額が16億1,032万円でございます、まだ予算に計上していない余力分といいますか、未計上分が8,319万3,000円でございます。

それで、次年度以降の見込みということでございますが、震災の復興特例ということで人口ベースが前の国勢調査の人口ベースに見ていただいております、次年度以降も当面大幅な減はないかというふうに見込んでおりますが、復興・創生期間が終了いたします平成33年度以降についてはまだ不透明な状況が続いてございますので、今後国のほうと一気に普通交付税が下がることのないようにしっかりと交渉していく必要があるというふうに思っているところでございます。以上です。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、17ページの農林水産業業費の15の工事請負費と補助金関係の部分の質問2点でございますが、まず工事請負費でありますけれども、この施設整備工事につきましては、営農を再開するという組織、前田地区でソバを作付して、そこで植えつけから収穫、そして製粉までをやる施設ということでありまして、今回補正に上げておりますのは、その施設整備ということで建物の部分で4,976万円の予算のお願いということであります。施設本体としましては、プレハブ仕様でありまして、間口縦、横とありますけれども、10メートル掛ける19.2メートルの建物1棟ということであります。あわせまして、基礎工事、土間工事、電気工事等々でこの金額での要求という形でございます。

続きまして、営農再開支援事業補助金ということですが、営農再開支援事業というのは、平成24年から県が国からの基金で制度化をしている事業でありまして、除染後の農地の営農再開するために、面積10アール当たり3万5,000円を上限とした積み上げの補助金ということで、今現在19地区でその事業を活用していただいておりますが、今回上げました補助金につきましては、県で特認事項という形で認めていただいておりますイノシシ対策とか、新たな農業の転換という部分についても特認事項でそれらに対して補助金が出るというものでありまして、作付に当たってイノシシ対策ということで今、電気牧柵を支援しておりますが、それらの補助という形で上げております。今後、見込み20件程度ということでの部分でございます。あとは、新たな農業ということで、来年度作付においてカスミソウを今導入しておりますが、それらに係る種苗台や肥料という部分を補助金で見込んでいくということでもあります。以上であります。

教育長（中井田 榮君） 先ほどの学校施設整備の備品、ブロンズ像以下アルミまでのご質問でありますけれども、まずなぜ必要かということでもありますけれども、先ほども情操教育のお話、ご答弁をさせていただきましたけれども、とにかく芸術作品に触れてみて子供たちの情操を育むということで、創造力、さらには心の動きを豊かにするというようなことで心の教育にもつながるということで、学校の施設の中にブロンズ以下アルミの作品を設置したいということでもあります。

金額でありますけれども、1体1体ということではありますが、おおむねアルミが50万円、さらに高いものでブロンズが500万円というようなことで、その範囲の中で作品8体分の見積もりを上げて今回予算計上をさせていただきました。

教育課長（村山宏行君） 制服の数についてお答えさせていただきます。

先ほど各小学生男女、それから中学生男女100ずつということでありましたが、もちろん数についていわゆる多く出るサイズ、それからたまにしか出ない小さいものとか、特別大きなものとか、そういうようなものはあるかと思っております。こちらについても、ある程度制服の会社のほうでよく出るサイズの分については厚くというような形で、なるべくロスが出ないようにしたいというふうには考えております。

7番（佐藤八郎君） 原発事故前の人口でしばらくは地方交付税については推移するということでもありますので、平成35年以降の不透明さを抜いて、今のところは大丈夫というふうに理解していいということですね。

総務課長（愛澤伸一君） 先ほど申し上げましたが、平成32年度までについては現在の制度適用を継続するというようなお話をいただいておりますので、今のうちに交付税、32年度以降にどういうふうになるのかまだ国のほうからは方針が示されておりませんが、そのまま考えますと、人口が減った状態での算定ということになりますと、大幅な削減も予想されるわけでございまして、そうならないような激変緩和のような対応をとっていただくようにこれから、もう早い段階から国のほうと調整していく必要があるかというふうに思っております。

7番（佐藤八郎君） もう一度確認しますが、農業施設などということで施設だけで、乾燥機いろいろ、施設の中のものはこの事業でなくて別なことでまたあるということなんでしょうか。その点が1つと、営農再開のほうはイノシシ対策が主力になるのかな。

復興対策課長（中川喜昭君） 先ほどの答弁に当たりましては、今回補正している内容ということでございますが、建屋の中に入れる、先ほど言いましたように、収穫して製粉までというような工程であります。それらに係る調整施設については当初で予算化をしているということでございます。内容につきましては、まず建物を建てた後、刈り取りにはコンバインを使うということで当初のほうで1台ほど購入する計画があります。あとは、ソバ乾燥調整設備ということで、刈り取りをした後の荷受け、乾燥、調整、あとは排塵、ほこりとり、製粉というようなことで大体23基ほどの機械を導入するというので、それらの調整設備については3,700万円ほどの予算を前に承認をいただいていること。あとコンバインについては1,600万円ほどの承認をいただいているということで、今回それらも復興交付金のほうで事前に国からの内諾をいただいておりますので、今回この施設をつくりまして交付金事業で取り組んでいきたいという内容になっております。

あと補助金のほうであります。おただしのとおりイノシシ対策ということで、今現在、なりわい農業、生産して販売をする部分と、あとは生きがい農業ということで今、村民の方々に多く取り組んでいただいているところでございます。なりわい農業では国・県合わせまして70件ほどの実施計画、あとは来年度に向けての件数が上がっていること、あと生きがいでは120件ほど上がっていること、それらの部分としてイノシシ対策ということで、これまでも対策をしてきておりますが、今後も見込めるということでの今回の補正ということでございます。

あわせて、サルの部分も希望によっては支援をするということで、3段の電牧の上にワイヤーメッシュで高くしてサル対策もしているというような状況でございます。以上であります。

7番（佐藤八郎君） ブロンズ像についてですけれども、情操教育の中で情操作品ということでもありますけれども、ふるさと納税の陽はまた昇る基金からということでもありますけれども、どうもずっと、公民館のときもそうでしたけれども、これもまた基金を入れた方の希望に添って、置く場所だけ教育委員会で決定したような流れなんですか。

村長（菅野典雄君） ふるさと納税であります。地方と都市の格差をこれで少しでも和らげようということで作られた制度であります。飯舘村では、なかなかお返しする産品もありませんし、事業も忙しいのでできないなというふうにずっと思っていたんですが、事務

をやる会社があるということなものですから、去年おとしの12月にふるさと納税、産品は全国の応援していただける方の産品からいただいってくださいということでやったんですが、もう一つ、村がやったことは、いわゆる使う道をこれとこれとこれに使わせていただきますというふうにはっきりと銘打って集まったお金でございます。今までに約6億数千万円集まっていますが、その間に1回ほどまた内容も変更させていただいて募集をさせていただいているところでもあります。これは、今度学校ができますので、学校の中に子供たちへのいろいろなものをさせていただきますというのが3つの中の1つに入っている、そのお金を使わせていただいということでもあります。

大体、3つの希望に対して大体アンケートをとらせていただいているようです、事務局は。そうしますと、こういうブロンズ像のところには、やはり10%ぐらいの申し込みというか、そこに思っているという話であります。それから、大体60%ぐらいがいろいろ花について、産業振興のほうにというところがあります。それからあとの二、三十パーセントはまた別なところということで、ある程度3つに絞った中で、皆さん方がどんなような思いを持ってらっしゃるかというのもやりながら、やらせていただいているところでもありますので、そういう意味ではやはりその意向に沿った形でやらせていただきながら、改めて今度はその方たちに、皆さんの趣旨がこのような形で実現しています、ぜひおいでいただいで見ていただければという形も使わせていただいているということでもありますので、趣旨にできるだけやはり沿っていくことが、多額の寄附をしていただいた方への村としての大切なことではないかと、このように思っているところでもあります。

1番（佐藤健太君） 15ページの使用料及び賃借料の項目なんですけれども、この家屋評価システムのリースというのは、何年リースになりますか。単年度なのか、月なのか。

住民課長（細川 亨君） 15ページの家屋評価システムリース料でございますが、リースについては5年のリースでございます。現在、家屋評価、リースで1台は持っておるんですが、今、新築住宅が年間150棟に上っておりまして、なかなか1台のソフトでは対応し切れないうことで、新たに家屋評価システムをリースするということでございます。

1番（佐藤健太君） 5年リース、購入という形よりは安い感じですかね。

住民課長（細川 亨君） リース、とりあえず5年をやっていきまして、その後はかなり額が安くなるということでございますので、とりあえずはリースのほうが安いという判断のもと予算を計上しております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第98号平成29年度飯舘村一般会計補正予算（第6号）について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」という声あり)

議長(菅野新一君) この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立、賛成7人、反対1人)

議長(菅野新一君) 起立多数です。よって、議案第98号平成29年度飯舘村一般会計補正予算(第6号)については原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第99号 メモリアルホールいいたて設置及び管理に関する条例

議長(菅野新一君) 日程第10、議案第99号メモリアルホールいいたて設置及び管理に関する条例についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番(佐藤八郎君) この指定管理者の部分で、管理者は常勤になるんでしょうかというのが1点と、第3条の(3)の「村長が適当と認める者」というのはどういうことを指すのか。

住民課長(細川 亨君) まず、1点目の質問でございますが、指定管理者による管理の部分で常勤であるか否かの部分でございますが、これは非常勤でございます。

2点目の第3条の(3)前2号のほか、村長が適当と認める者ということに関しましては、これから戻らない人もあるかと思いますが、東日本大震災前に住所のあった方、こちらについては(1)、(2)には引かからなくなってくるので、このような方々が第3条の(3)に該当していくのかと、そのように解釈しております。(「電話の取り次ぎは365日やれるの」の声あり)

あと、電話の取り次ぎでございますが、夜間も含め常時受け付けしておりますので、その辺はつけ加えて説明いたします。

7番(佐藤八郎君) それは、後で出てくる指定管理者のほうで24時間やるということですね。

あと第6条の「指定管理者の指定については、飯舘村公の施設の」とこういう理解、公のはいいんだけど、公共の施設ではないんだね。公の施設なんだね。

住民課長(細川 亨君) そもそも指定管理者制度というのは、村が公に持っている施設でございます。こちらの管理業務委託を他団体に任せる、委託するというのが指定管理者の制度でございます。

6番(渡邊 計君) 第9条の利用料金に関してであります。これは通夜から告別式まで3万円、あと2万円とありますが、お坊さんの都合によったり、いろんな都合によって通夜がおくれるということもあるわけなんです。その場合、通夜までの利用料というのは、これは和室もあるわけなので、そこで安置になるのかどうか、その辺も聞きたいんですが、そうなった場合の利用料というのはどのようになってくるんでしょうか。

住民課長(細川 亨君) ただいまの質問ですが、こちらでうたっている分については、通夜から告別式までの利用ということで3万円、告別式のみ・法要のみを2万円とするということでございます。前もって前置きされる場合については通夜とは見ませんので、あくまでもそれを含めて3万円ということで利用料金を設定しております。

6番(渡邊 計君) それを含めて3万円ということですが、日にち、本当に最悪の場合4日、5日延びる場合もあるんですけれども、それらを含めての3万円になってくるの

か。それから、安置しておく場合にドライアイスとかそういう経費もかかってくるわけなんですけれども、それらも含まれているのか、いないのか。その辺もお聞かせください。

住民課長（細川 亨君） 極端な話、3日、4日という部分については想定しておりますので、その分についてはこの金額設定のとおり3万円ということになります。

村長（菅野典雄君） 今の件ですけれども、いろいろ時間の制約とか何かもあったんですが、いろんなケースが考えられるのでそれは抜いて、通夜と葬式をやった場合には、ほかよりもずっと安くさせていただくと。これはあくまでも建物をいわゆる使うということでありますので、その他のかかる経費はやはり、指定管理者がかかった経費は見込ませていただいて後で請求と、こういうことになるんだろうと思います。

それから、先ほど村長が適当と認めるというのは、いわゆる近ごろ村民の方の兄弟とか何かが、外にいる方で住所は持っていないけれども、結局ひとり暮らしとか何かで飯舘村で葬式をやってあげなければならないと、こういうことが結構やはりあるようです。ですからそのときに、住所はもともとその死亡者が持っていないという話でお断りですよというわけにはいかないでしょうから、そういうのも含めてということで、そういう場合には村長が特別に認めると。私がオーケーを一々出すわけではないですけれども、そういうことも入れてということで入れてはいますので、何ら故意はございませんので、ご理解いただきたいと思います。

1番（佐藤健太君） このメモリアルホールについてですが、村外の利用をしたいという場合、例えば金額の設定なんかを設けるという見込みはあるんでしょうか。

住民課長（細川 亨君） 村外から利用がある場合は、ただいま村長からも話がありましたように、第3条の第3項、村長が適当と認める者の場合しか該当はしませんが、利用料金については、認めるということになればこの金額と同等の金額をもらう、同じ金額をもらうということになります。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありますか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第99号メモリアルホールいいたて設置及び管理に関する条例についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号メモリアルホールいいたて設置及び管理に関する条例についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第100号 いいたて村の道の駅までい館設置条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第11、議案第100号いいたて村の道の駅までい館設置条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 説明では、従業員の休養も考え毎週水曜日ということで休館日を設けるという話でしたけれども、全体の従業員の形態、働き方といいますか、人数やら社会保障関係やら時間、給料など、全体的にはどういう運営状況にあられて正常な運営となってくるのか。

村長（菅野典雄君） ご存じのように、スタートしたばかりでありますし、看板などに従業員募集としてもなかなか集まらないということもありますし、駅長も現在のところいないということもあったものですから、途中であります。ですから、その都度その都度対応しながら、できるだけ早くやはりきちんとした形にしていこうということでもあります。ですから、ある程度開店ができるような人数がそろえば定休日もなしということになるかもしれませんが、当面はやはり働く人の休養も考えなければなりませんので、このような形で乗り切らせていただくということで、議案として上げさせていただいたところであります。

7番（佐藤八郎君） 答弁をもらっていません。

総務課長（愛澤伸一君） 済みません。詳しい資料が手元になくて大変申しわけないんですが、勤務形態としましては、指定管理者の会社がございますが、その正職員の方が何名か、コアになる方ですね。そのほかパート、アルバイト等々、それぞれの勤務の条件等によって、本人さんの希望もございますので、そういったのを聞きながら随時雇用しているところでございます。

副村長（門馬伸市君） 9月19日現在の従業員数であります。正社員4名、パート、アルバイト19名であります。（「（聴取不能）」の声あり）

パート、アルバイトについては、やはり4時間未満の方は制度上の雇用保険とか社会保険という義務はありませんが、それ以上、6時間を超えている方については全て社会保険、雇用保険は加入しています。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第100号いいたて村の道の駅までい館設置条例の一部を改正する条例についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号いいたて村の道の駅までい館設置条例の一部を改正する条例についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第101号 メモリアルホールいいたての指定管理者の指定について

議長（菅野新一君） 日程第12、議案第101号メモリアルホールいいたての指定管理者の指定についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

7 番（佐藤八郎君） 相手がふくしま未来農業協同組合ということなんですけれども、その約束事といたしますか、契約といたしますか、それはどんなものになっているのか。

住民課長（細川 亨君） メモリアルホールいいたての指定管理者の部分で利用頻度にかかわる維持費、こちらのほうを実費精算という、概算精算と実費精算ということでやっていきたいということが約束でございます。

議長（菅野新一君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第101号メモリアルホールいいたての指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号メモリアルホールいいたての指定管理者の指定についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第102号 道の駅「までい館」太陽光発電設備設置工事（電気）請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第13、議案第102号道の駅「までい館」太陽光発電設備設置工事（電気）請負契約についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

6 番（渡邊 計君） 先ほど全協の中の説明で設置目的が停電対応ということを伺ったわけですが、国からの補助でやることで非常によいことだと思うんですが、停電対応24時間が私からすると短いのではないかと思うので、そのほかに何らかの対応策は考えていらっしゃるのか。また、現在使用している電気代が年間45万円ぐらい削減されるという説明でしたけれども、この45万円というのは何%に当たるのか。お願いします。

総務課長（愛澤伸一君） までい館の太陽光設備でありますけれども、道の駅ということでありまして、防災拠点としての位置づけを持たせたいということで、この防災拠点について再生可能エネルギーを使った無停電設備をつくるということで、県の補助金を活用して整備するというものでございます。ただ、その期間が24時間で十分かというおたかしでございますが、こちらはあくまで道の駅ということございまして、いわゆる長期の避難所ではございませんので、24時間の中で今現在の災害の状況の確認をしたり、またあるいは一時的な休憩所にしたりということで、本格的な避難所という位置づけではございませんので、24時間の中で何とか対応してまいりたい。これ以上大きな避難を要するような災害が発生した場合となれば、とても道の駅では対応できない本格的な災害ということござい

ますので、別の対応になるのかというふうに思っております。

それから、年間の発電量、45万円程度節約できるということではありますが、現在、建物ができましてから2カ月ほどしかたっておりませんので、なかなか年間の消費電力量というのが正確に見込めていないところがございますので、ここでパーセント、数字で出すのは控えさせていただければと思っております。

6番（渡邊 計君） 今、避難所にするわけではないという答弁でしたけれども、あそこにはセブンイレブンがあって村で唯一いろんな物を販売している、食料品等も販売しているという中で、冷却しなければいけない物もある中で、24時間以上停電した場合、避難所でなくても村の人全体が買い物に來たりいろいろする中で、24時間対応だけでそういうものの、現在レジでも何でも全部電気でやっているわけですので、その辺の対応はどうされるのか。

それと、今、電気代をはっきり何パーセントというのはわからないというわけですが、2カ月もやれば大体年間もわかるので、約何%か、約で構わないので、どうなんでしょう。

総務課長（愛澤伸一君） 30キロワットということで、家庭用の電気に比べれば非常に大きなものでありますけれども、公共施設の電力使用量から比べればそんなに大きな割合ではございませんで、現在、太陽光パネルを使つての給電先としては、までき館のトイレ、館内でも一部使うようになるかとは思いますが、あとは事務所のOA設備、通路のところにテレビがありまして情報コーナーというのがあるんですが、その情報コーナーのテレビの電源を確保するとか、そういう必要最小限度の部分の情報提供部分、あるいはトイレの利用が可能になるような、そういったところに給電したいというふうに想定しております。なかなかコンビニの冷蔵庫までには対応できない状況ではございます。

電気代の節約の割合でありますけれども、なかなかお答えするのが難しいかというふうに思っておりますが、10%未満であろうというふうに思います。

6番（渡邊 計君） 私はこれに反対するわけではなく、大変いいことだと思うんですが、どうせこういう話が上がってきたならば、やはり停電対応ということになってくると、今後そのほかにも設備をしていただければありがたいなと思ってこの話を出しただけで、もっともっといろいろ国の予算を使ってそういう対応ができればいいのではないかということでお話しただけで、回答は結構です。

1番（佐藤健太君） このソーラーパネルの契約の中身なんですけれども、パネルだったり蓄電池という部分での補償なんかはこれに含まれているのか。メンテナンスだったり、そういったところは含まれているのかどうかということをお答え願います。

総務課長（愛澤伸一君） 当面1年間のメンテナンス費用を見込んで契約をしているところでございます。

議長（菅野新一君） ここで皆様にあらかじめ申し上げます。

本臨時会は時間を延長いたします。なお、先ほどの議会運営委員会の報告では閉会は17時となっておりますので、議事運営についてご協力のほどをお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

7番（佐藤八郎君） 議運の願いはわかるんですけれども、余りにもきょうの初議会に多過ぎる議案のために協力しかねるというか、きちんと審議をしないと、村民の負託を受けて

いる我々としては答えようもお知らせしようもないので、議長、その辺は配慮を願って、よろしくお願いしたい。

102号についてですけれども、1番札、2番札、137万円というのはわかりますけれども、2番、3番、3番、4番、大体この業界はこういう契約の入札になるんでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 入札ということで業者さんがそれぞれ見積もりをして、それで入札においでになっているわけでございまして、私どもとして応札の金額について何か意見を申し上げるような立場にはないというふうに思っております。1番札と2番札の差については、各工事によってもそれぞれ違ってきておりますし、今回の場合はたまたま1番札と2番札の差が130万円ほどありましたということは、先ほどの全協の中でご説明したところでございます。必ずしもこれがこの業界といいますか、こういう電気関係の流れなのかと言われると、それはわかりません。

7番（佐藤八郎君） 村が出す金額との差で一番低かったのがこの金額でしょうから。2番、3番、3番、4番、参考のために。

総務課長（愛澤伸一君） 1番と2番の差が今申し上げたとおり130万円です。それから、2番と3番の差は20万円です。3番と4番の差は60万円です。以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第102号道の駅「まいでい館」太陽光発電設備設置工事（電気）請負契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号道の駅「まいでい館」太陽光発電設備設置工事（電気）請負契約についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第103号 深谷拠点村営住宅・集会所建設工事請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第14、議案第103号深谷拠点村営住宅・集会所建設工事請負契約についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 深谷地区の集会所も兼ねるようなお話でずっと進んできましたけれども、この集会所について、もともとここには深谷地区のリサイクルごみの集荷場なり何なりあったところでありまして、どの辺まで地区内との調整なり協議がされていて、この実態なのかを伺うとともに、今ほど聞きました入札率99.8、0.2%で100%という、1と2が300万円という、この金額にして300万円しかないという。これも失礼ですけれども、2番、3番、3番4番まで教えてください。

総務課長（愛澤伸一君） 深谷の集会所でございまして、地区の皆様とは設計段階から

るご相談をしております。特に区長さん、役員さんとは何度かお話をして設計を決めてきているところでございます。

それから、入札の関係でございますけれども、2番札と3番札との差は200万円でございます。3番札と4番札との差は500万円でございます。

6番（渡邊 計君） かなりの金額でこういう工事が進むわけですが、この後出てきますけれども、契約変更、これがかなり最近になって多いのではないかと。これだけの金額で工事をやるので、ぜひ初期設計段階できちっとして契約変更のないようにやっていただきたいなど。99.8%の場合、変更内容によっては100%を超えるようになってくるわけですが、そういうことのないようぜひしっかりとやっていただきたいなど。

総務課長（愛澤伸一君） 契約変更ということで、これは本当に当初設計のとおりにしつかりできればいいのでありますけれども、やはり設計をした段階では気づかなかったようなことが工事を進めていきますと出てまいります。そんな中でそういうふぐあいそのまま放置して当初の設計どおりにやるということが本当にいいのかどうかというのは、工事を進めていく中で判断をさせていただいて、これはどうしても設計変更したほうがよりよい施設に仕上がるということになれば、また改めて皆様のほうにお願いをすることもあろうかというふうに思いますので、その点はよろしくお願いしたいと思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第103号深谷拠点村営住宅・集会所建設工事請負契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号深谷拠点村営住宅・集会所建設工事請負契約についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第104号 スクールバスの取得について

議長（菅野新一君） 日程第15、議案第104号スクールバスの取得についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

6番（渡邊 計君） 現在のスクールバスの経路と現在のバスの保有台数、そして利用人数、幾らなのか。

教育課長（村山宏行君） 今回購入しますバスにつきましては、現在、松川コースで走っているバスの代替というふうに考えております。松川コース、55人乗り定員のバスであります。経年劣化のためということで新たにマイクロバス1台を購入するというものでございます。

コースなんですけど……。済みません、今手元に人数がありませんので。

失礼しました。全体ですと、今、送迎のバスで8台、プラス民間のほうにバス5台を頼んでいますので、そちらの中の1台というふうになります。

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。（「ちょっと待って。答えになっていない」の声あり）

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

（午後5時06分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 再開します。

（午後5時07分）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第104号スクールバスの取得についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号スクールバスの取得についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第105号 飯舘村学校等再開整備事業工事（第1工区）請負契約の変更に
ついて

議長（菅野新一君） 日程第16、議案第105号飯舘村学校等再開整備事業工事（第1工区）請負契約の変更に
ついての件を議題とします。

これから質疑を行います。

6番（渡邊 計君） 地盤改良工事、固化材を241トンから633トンと、倍以上に伸びているわけで、長さ的には1,194メートルが1,602メートルということになっているんですが、この改良の仕方というのはどのような改良の仕方なんでしょうか。

教育課長（村山宏行君） 改良の仕方ということなんですが、まず第1工区の部分につきましては、今回予定をしていますのは体育館と給食センターの部分であります。高さがかなりあるものですから、鉄のくいを入れて中にコンクリート柱を埋めていくといった工事ということで聞いております。

6番（渡邊 計君） そのやり方というのは、設計段階でわかっている中で設計前に試削はしていると思うんですけども、今回こういう形になったということは、試削する場所の数が少なかったのか、それともやっている工事が始まった中で何本か目にそういう位置が見つかったためにこういう形に変更なのか、その辺はいかがでしょう。

教育課長（村山宏行君） 第1工区の工事につきまして、まず地盤調査を行っておりますが、ボーリングで3点掘っております。角の2点、それから真ん中の辺を1点ということで。これは特にこの部分が少ないというわけではなく、通常工事として調査を行う際の平均が

そういった形の点数だそうです。

前の地形をご存じの方が多分いらっしゃるかと思うんですが、あそこはもともと伊丹沢の牧野を埋め立てをして使っているというところがありまして、下の部分がすっかり沢がありました。地点で図った部分では確かにデータの的にはそれで間に合うというふうなデータが出たんですが、実際のところ、工事の中でやっていきますと足りないということがわかったというところでございます。

6 番（渡邊 計君） ②のほうの舗装、樹木が未撤去であったということになってきているわけですが、これも設計段階の初期にはっきりわかったことではないかと思うんですが、これがなぜ今ごろこんな形になってきたのか。本来であるなら設計段階初期でこれらも工事に含まれているべきではないかと思うんですが、いかがでしょう。

教育課長（村山宏行君） 前庭の部分が今残っているということで、アスファルトの撤去、それから樹木等の撤去というところが上がっているわけなんです、もともと放射線量を下げのために環境省の除染によってアスファルトの部分を剥がしていただきたいということで強く要望していたわけなんです、環境省では部分的、いわゆる側溝の付近とか割れ目が目立った部分しか剥がさないということに最終的になりまして、この部分を自前でやらなければならないとなったということであります。当初では、環境省でということ考えておりましたので見込んでいなかったということでございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第105号飯館村学校等再開整備事業工事（第1工区）請負契約の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号飯館村学校等再開整備事業工事（第1工区）請負契約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第106号 飯館村学校等再開整備事業工事（第2工区）請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第17、議案第106号飯館村学校等再開整備事業工事（第2工区）請負契約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

7 番（佐藤八郎君） 105号もそうですけれども、こういう格好になってくると、当初予算で当初の契約のときにどれだけちゃんとしたことをやって金額を出していったかというのが問われるんですけれども、その後気づいた云々と変更理由が書いてありますけれども、こうなると当初契約がどういうものであっても、追加、追加で変更金額を増額されていくと

一体どうなってしまうのかと思うんですけれども。この地盤改良、固化材をという話がありますけれども、先ほどの105号での答弁を聞いていても、十分そういうものが必要な地盤だということをわかっていたはずなんですよね。それを何でこんな形で増額にしてくるのか、理解できないんですけれども。不慮のその後の災害や自然の驚異がもたらした何か起きたんであればともかく、十分にわかり得る部分が、なぜこういうふうにその都度その都度変更契約が出て増額されて。これだったら、当初の契約のとき、入札だって先ほどもいろいろありましたけれども、99.8%まであるわけですから。当然100%なんて全部超えていくようになるでしょう。そういう執行のあり方ばかりでいいんでしょうか。きょう3点ほど上げていますけれども。

教育長（中井田 榮君） ご心配をおかけしているところでありますけれども、実際、設計をしてこのような形でやってみないとわからない部分がございます、確かに昔の地形をおわかりの方は、あそこは放牧地で大分山になっていたということはご存じかと思うんですけれども、あそこは造成をして、どこまで切り土でどこまでが盛り土かというのがなかなかわからない部分がありまして、事前に調査をして当初予算で設計を組んだわけでありまして、実際やってみると今回のような緊急やむを得ず変更をとというような部分がございますので、ご理解をいただければというように思います。

6 番（渡邊 計君） 撤去移設なんですけれども、ハンドホールは恐らく前と同じ環境省の絡みだと思うんですが、ほかのモニュメントの移設、石碑等の移設、これは移設とは書いてありますけれども、どこに移設していくのか。これは何も書いていない。

それと、プールにおいては、支持岩盤が浅いということでラップルコンクリート工法ということになっていますが、ラップルコンクリート構造というのはどのようなものか説明してください。

教育課長（村山宏行君） モニュメントの設置場所ではありますが、これまで飯舘中学校でいただいたものがありますので、場内、敷地内に専用の場所を設けてそちらに設置したいというふうに考えております。

それから、ラップルコンクリート構造ということなんですが、これは支持地盤が非常に浅いということがありまして、土とコンクリートをかき混ぜて、いわゆる平面的に固めてそれを支持するというような工法だそうです。以上です。

6 番（渡邊 計君） 今モニュメントの話はあったんですが、石碑、これの移動場所と、これらは初期段階では移動しなければだめだということがわからなかったんでしょうか。

教育長（中井田 榮君） 当初、全体的に設計はしてきたわけでありまして、前庭全体の計画、設計がまとまらなかったということもあって、今回含めて変更をとった契約変更でございます。（「石碑、どこにもっていく」の声あり）

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。（「答えないで終わるのは失礼だから、移設どこにするんだと」「モニュメントは聞いたけど、石碑の移設は言っていない」「議長」の声あり）

議長（菅野新一君） 教育長。

教育長（中井田 榮君） それも含めて前庭に移設するように現在計画をしております。

議長（菅野新一君） これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第106号飯館村学校等再開整備事業工事（第2工区）請負契約の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号飯館村学校等再開整備事業工事（第2工区）請負契約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第107号 飯館村スポーツ公園整備工事（建築）請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第18、議案第107号飯館村スポーツ公園整備工事（建築）請負契約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

1番（佐藤健太君） №3の議案説明書の後ろについている図面のほうに「法面応急」と書いてあるんですが、これは応急工事なのか、本工事なのか、お答えください。

教育長（中井田 榮君） 本工事でございます。よろしくお願いします。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから議案第107号飯館村スポーツ公園整備工事（建築）請負契約の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号飯館村スポーツ公園整備工事（建築）請負契約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第108号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（菅野新一君） 日程第19、議案第108号監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。

本件については、佐藤健太君は地方自治法第117条の規定によって除斥されますので、退場を求めます。

（佐藤健太君退場）

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから議案第108号監査委員の選任につき同意を求めることについての件を採決します。

お諮りします。本件に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議案第108号監査委員の選任につき同意を求めることについての件は同意することに決定いたしました。

佐藤健太君の入場を求めます。

（佐藤健太君入場）

お諮りします。先ほど提出されました発議第5号飯館村議会広報編集特別委員会の設置については急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、発議第5号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

◎追加日程第1、発議第5号 飯館村議会広報編集特別委員会の設置について

議長（菅野新一君） 追加日程第1、発議第5号飯館村議会広報編集特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。9番飯相良 弘君。

9番（相良 弘君） 発議第5号 平成29年10月2日

飯館村議会議長 菅野新一様

提出者 飯館村議会議員 相良 弘 賛成者 同 全員

飯館村議会広報編集特別委員会の設置について

上記の議案を、別紙のとおり飯館村議会会議規則第14条の規定により、提出します。

内容については、朗読いたします。

飯館村議会広報編集特別委員会の設置について

1、本会議に、議会広報紙を発行するため特別委員会を設置し、7人の委員で構成するものとする。

2、議会は、飯館村議会広報編集特別委員会に対し、次の調査事項を付託する。

（1）議会広報紙の発行に関すること。

（2）議会広報紙の編集に関すること。

3、飯館村議会広報編集特別委員会は、平成33年9月29日までとし、議会の閉会中も議会広報紙に関する活動を行うことができるものとする。

4、設置日は、平成29年10月2日とする。

以上であります。

議長（菅野新一君） 本件は、賛成者全員であるため、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

相良 弘君、自席にお戻りください。

これから発議第5号飯館村議会広報編集特別委員会の設置についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、発議第5号飯館村議会広報編集特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました飯館村議会広報編集特別委員会の委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第3項の規定によって佐藤健太君、高橋和幸君、佐藤一郎君、高橋孝雄君、長正利一君、渡邊 計君、相良 弘君、以上の7人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり決定しました。なお、本会議終了後に委員会室に飯館村議会広報編集特別委員会を招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告を願います。

お諮りします。先ほど提出されました発議第6号高速自動車道整備促進特別委員会の設置については急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、発議第6号を日程に追加し、追加日程第2として議題にすることに決定しました。

◎追加日程第2、発議第6号 高速自動車道整備促進特別委員会の設置について

議長(菅野新一君) 追加日程第2、発議第6号高速自動車道整備促進特別委員会の設置についてを議題にします。

提出者の説明を求めます。3番佐藤一郎君。

3番(佐藤一郎君) ただいま議題となりました発議第6号については、朗読をもって説明させていただきます。

発議第6号 平成29年10月2日

飯館村議会議長 菅野新一様

提出者 飯館村議会議員 佐藤一郎 賛成者 飯館村議会議員 全員

高速自動車道整備促進特別委員会の設置について

上記の議案を、別紙のとおり飯館村議会会議規則第14条の規定により、提出します。

高速自動車道整備促進特別委員会の設置について

1、本議会に、高速自動車道の整備を促進するため特別委員会を設置し、10人全員で構成するものとする。

2、議会は、高速自動車道整備促進特別委員会に対し、次の調査事項を付託する。

(1) 高速自動車道の建設促進に関すること。

(2) 高速自動車道の整備に関すること。

3、高速自動車道整備促進特別委員会は、調査が終了するまでとし、議会の閉会中も調査を行うことができるものとする。

4、設置日は、平成29年10月2日とする。

以上です。

議長（菅野新一君） 本件は、賛成者全員であるため、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

佐藤一郎君、自席へお戻りください。

これから発議第6号高速自動車道整備促進特別委員会の設置について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号高速自動車道整備促進特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました高速自動車道整備促進特別委員会の委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第3項の規定によって、佐藤健太君、高橋和幸君、佐藤一郎君、高橋孝雄君、長正利一君、渡邊 計君、大谷友孝君、佐藤八郎君、相良弘君、菅野新一、以上の10人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり決定しました。なお、本会議終了後、議員控え室に高速自動車道整備促進特別委員会を招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告をお願いします。

お諮りします。先ほど提出されました発議第7号東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置については急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、発議第7号を日程に追加し、追加日程第3として議題にすることに決定しました。

◎追加日程第3、発議第7号 東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置について

議長（菅野新一君） 追加日程第3、発議第7号東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。4番高橋孝雄君。

4番（高橋孝雄君） 発議第7号 平成29年10月2日

飯舘村議会議長 菅野新一様

提出者 飯舘村議会議員 高橋孝雄 賛成者 全員

東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置について

上記の議案を、別紙のとおり飯舘村議会会議規則第14条の規定により、提出します。

東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置

1、名称 東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会

2、設置の根拠 地方自治法第110条及び飯舘村議会委員会条例第5条

3、目的 特別委員会は、次の事項について調査する。

(1) 東日本大震災並びに東京電力福島第一原子力発電所事故災害に関すること。

(2) 村民の安全・安心等に関すること。

(3) 災害復興のための調査に関すること。

4、委員の定数 議長を除く全議員

5、活動の方法 本特別委員会は、閉会中も審査を行い、委員会の任務が完了するまで継続する。

以上でございます。

議長（菅野新一君） 本件は、賛成者全員であるため、質疑、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

高橋孝雄君、自席へお戻りください。

これから発議第7号東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置についてを採決いたします。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、発議第7号東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会の委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第3項の規定によって、佐藤健太君、高橋和幸君、佐藤一郎君、高橋孝雄君、長正利一君、渡邊 計君、大谷友孝君、佐藤八郎君、相良 弘君、以上の9人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり決定しました。なお、本会議終了後、議員控え室に東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会を招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告を願います。

お諮りします。先ほど、議会運営委員会から地方自治法第109条の2第4項の規定による事項について、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続審査の申し出があります。

委員会の閉会中の継続審査の件は急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第4として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の閉会中の継続審査の件を日程に

追加し、追加日程第4として議題にすることに決定しました。

◎追加日程第4、委員会の閉会中の継続審査について

議長（菅野新一君） 追加日程第4、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

お諮りします。議会運営委員会からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第20、議員の派遣の件

議長（菅野新一君） 日程第20、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

議長（菅野新一君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第10回飯舘村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後5時43分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年10月2日

飯館村議会臨時議長

菅野新一

同

会議録署名議員

佐藤 健太

同

会議録署名議員

高橋 和幸

同

会議録署名議員

佐藤 一郎